

平成29年度第7回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 平成29年10月10日（火）午前10時00分

2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）

3. 開 会 平成29年10月10日午前10時00分

4. 出席委員は次のとおりである。

会長 濱北 圭右	1番 池本 重徳	3番 坂上 康男
4番 宮野 秀一	5番 上野 峰廣	6番 濱村 隆喜
7番 城戸 政治	8番 池上 俊一	9番 長谷川 泉
10番 濱口 剛	11番 土山 秋吉	12番 徳山 正博
13番 馬場 廣幸	14番 増岡美知子	15番 濱崎 伸二
16番 松野 智子		

5. 欠席委員は次のとおりである。

なし

6. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

農業委員会事務局 局長 中島 良治

農業委員会事務局 書記 木原 弘智

7. 提 出 議 題

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について

議案第33号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第35号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第15号 長洲町農地利用最適化推進委員候補者について

その他

事務局	<p>皆さん、御起立願います。礼。着席。</p> <p>それでは、ただいまから、平成29年度第7回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。</p>
濱北会長	<p>初めに、濱北会長のほうから御挨拶をお願いいたします。</p> <p>おはようございます。</p> <p>今家から出てきて田んぼを見ますと、もう稲も色づいて刈る時期が来よるかなと。早いところはもうぼつぼつ刈ってあるようでございますが、今年の米のできはいかがでしょうね。</p> <p>今日からいよいよ衆議院議員総選挙が始まります。安倍一強の自民党が勝つか、また、注目の希望の党が勝つか、野党連合の票がどのくらいとれるか非常に注目されるところでございます。</p> <p>今日は、29年度第7回長洲町農業委員会、現体制での最後の定例会になります。よろしくお願いをしたいと思えます。</p>
事務局	<p>それでは、本日の欠席の委員でございますが、お一人だけおくれて来られるということで、16番の松野委員がおくれて来られます。定数には達しておりますので、総会が成立することを御報告いたします。</p> <p>それでは、長洲町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長は会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長のほうをお願いいたします。</p>
濱北会長	<p>これより議事に入ります。</p> <p>本日の提出議案は、報告第14号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第35号「農用地利用集積計画（案）の決定について」、報告第15号「長洲町農地利用最適化推進委員候補者について」を議題といたします。</p> <p>まず、長洲町農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録には議長及び委員会において定めた二人以上の出席委員が署名押印しなければならないことになっております。本日の議事録署名委員は、11番土山委員、14番増岡委員をお願いをいたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。1ページです。</p> <p>報告第14号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは、報告第14号でございます。農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり御報告をいたします。</p> <p>受付番号の5番でございます。</p> <p>賃貸人が清源寺区の方、賃借人が葛輪区の方でございます。</p> <p>申請物件の表示でございますけれども、大字清源寺字遠見下3187番の1、984㎡、同じく3187番の2、964㎡でございます。</p> <p>地目につきましては、台帳・現況ともに田でございます。</p> <p>申請理由につきましては、所有権移転による合意解約となっております。</p> <p>続きまして、受付番号の6番でございます。</p>

賃貸人が熊本市在住の方、賃借人が葛輪区の方でございます。

申請物件の表示でございますけれども、清源寺字遠見下3186番の5、1,135㎡でございます。

地目につきましては、台帳・現況ともに田でございます。

申請理由につきましては、所有権移転による合意解約となっております。

続きまして、受付番号の7番でございます。

賃貸人が、清源寺区の方、賃借人も同じく清源寺区の方でございます。

申請物件の表示でございますけれども、大字清源寺字天神守213番、575㎡でございます。

地目につきましては、台帳・現況ともに田となっております。

申請理由といたしましては、所有権移転による合意解約となっております。

引き続きまして、受付番号の8番です。

賃貸人が、腹赤区の方、賃借人が上沖洲区の方でございます。

申請物件の表示でございますが、清源寺字遠見下3184番の4、980㎡、同じく3184番の5、999㎡でございます。

地目につきましては、台帳・現況ともに田となっております。

申請理由につきましては、所有権移転による合意解約となっております。

続きまして、次のページ、2ページ目ですね。

受付番号の9番、賃貸人が上沖洲区の方、賃借人が腹赤区の方でございます。

申請物件の表示でございますけれども、清源寺字東牟田2924番の1、2,058㎡でございます。

地目につきましては、台帳・現況ともに田でございます。

申請理由につきましては、契約者変更による合意解約となっております。

続きまして、受付番号の10番でございます。

賃貸人が玉名市の法人、賃借人が向野区の方でございます。

申請物件の表示でございますが、清源寺字東牟田2925番の1、4,379㎡となっております。

地目につきましては、台帳・現況ともに田となっております。

申請理由は契約者変更による合意解約です。

続きまして、受付番号の11番です。

賃貸人が上沖洲区の方、賃借人が向野区の方でございます。

申請物件の表示でございますが、大字腹赤字堀越1588番の1、3,812㎡でございます。

地目につきましては、台帳・現況ともに田となっております。

申請理由でございますが、契約者変更による合意解約です。

続きまして、受付番号の12番でございます。

賃貸人が、上沖洲区の方、賃借人が向野区の方でございます。

申請物件の表示でございますが、大字上沖洲西浦浜634番の3、6,382㎡でございます。同じく大字腹赤字堀越1572番の1、2,062㎡でございます。

地目につきましては、台帳・現況ともに田となっております。

申請理由は、契約者変更による合意解約です。

続きまして、受付番号の13番でございます。

賃貸人が上沖洲区の方、賃借人が腹赤区の方でございます。

申請物件の表示でございますが、大字上沖洲字西浦浜653番の48、1,045㎡でございます。

地目につきましては、台帳・現況ともに田になっております。

申請理由といたしましては、契約者の変更による合意解約です。

続きまして、3ページ、受付番号14番です。

賃貸人が熊本市の方、賃借人が平原区の方でございます。

申請物件の表示でございますが、清源寺字遠見下3180番の1、979㎡、同じく3248番、1,009㎡でございます。

地目につきましては、台帳・現況ともに田となっております。

申請理由といたしましては、所有権移転による合意解約です。

以上で、受付番号の5番から14番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。この件について何か質問等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、承認してよろしゅうございますか。

異議ありません の声有

濱北会長

ありがとうございます。

報告第14号はこれで終わります。

次に進みます。4ページです。

議案第33号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、議案第33号でございます。農地法第3条第1項の規定による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号4番でございます。こちらは公売に伴う申請となっております。

申請人でございますけれども、譲受人は平原区在住の方でございます。

申請地の所在でございますが、大字清源寺の字遠見下3180番の1、979㎡、同じく3180番の3、994㎡、同じく3,248番、1,009㎡でございます。先ほども説明をいたしましたが、地目台帳・現況ともに田でございます。

申請理由は、公売による所有権移転です。

こちらは、全部効率利用要件につきましては、譲受人は、この作業歴6年以上となり、経営面積4,070㎡の農作業に従事されており、水稻の作付を行っておられます。申請事由については、水稻を作付するということで、今後も全て農地は利用するというところでございました。

機械の所有状況でございますが、トラクター1台、軽トラック1台を所有され、田植え機は借用され、作業されておられます。

水稻の刈り入れ等については、委託をされていらっしゃるということでござ

います。

通作距離につきましては、自宅から徒歩15分ということでございます。

周囲の営農状況でございますが、これまで水稲の作付を行っており、今後も作付を行うということで、また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従って行うということでございました。

地域の調和要件につきましては、定期的に行われる水路清掃や除草作業に参加をし、周辺農家と協力し、用水路等の管理にも努めるということでございました。

取得後の下限面積の要件につきましては、所得後は7,052㎡であり、下限面積5,000㎡を超えているということで、何ら問題はないというふうに考えられます。

以上で、受付番号4番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。ここで、補足説明を地区担当委員の13番馬場委員にお願いをいたします。

馬場委員

13番の馬場です。前回に申請が出ていましたとおりで、再度説明をいたしますと、今度腹赤第2圃場整備の区域になっておりまして、別に問題はないと思います。大分前から自分で耕作をしておられました。まず問題はないと思います。

よろしく申し上げます。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と地区担当委員の説明がありました。この件について何か御意見等はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

全員賛成。ありがとうございます。受付番号4番については、原案どおり決定をいたします。

次に進みます。8ページです。

議案第34号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、議案第34号でございます。農地法第5条第1項による許可申請について、次のとおり提出をいたします。

受付番号の16番でございます。

使用借人が東荒神区の方、使用貸人が建浜区の方でございます。

申請地の所在は、大字高浜字土井辻1150番の1になります。

地目は台帳、現況ともに畑となっており、地積は489㎡です。

こちらの借人、貸人は親子関係です。

申請理由は、個人住宅の建設、施設面積は103.78㎡になっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域であるため、第3種農地として判断をしております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の住宅ローンの審査結果通知が事業費を超過しているということで、適当と判断をしております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年11月1日に着工予定ということで、適当と判断をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設であり、個人住宅の基準面積500㎡を下回っていることから、適当というふうに判断しています。

転用の行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、隣接する農地の境界とは離れて建物を建設するため、土砂等の流出はないということでございました。

その他生活雑排水及び汚水につきましては公共下水道へ、雨水のほうは浸透枳による宅地内処理となっております。

以上で、受付番号16番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。事務局の説明がありました。補足説明を地区担当委員の11番土山委員にお願いいたします。

土山委員

11番の土山です。10ページと11ページに場所は書いてあります。場所は清里小学校の南の道路のほんの向かい側ですね。これは1枚ものの畑ですけども、ちょっと広過ぎということで、489㎡を宅地にして、残りは農地です。近くには住宅がずっと建っていますし、何ら問題はないと思います。

よろしく審議のほどお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。

事務局の説明と地区担当委員の説明がございました。この件について何か質疑等はございませんか。

濱北会長

ありません の声有

なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号16番は、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。受付番号17番です。

事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、受付番号の17番でございます。

申請人でございますが、譲受人は大明神区在住の方、譲渡人は大分県別府市の方と熊本県山鹿市、福岡県福岡市、熊本県玉名市の方で、4人の方でございます。

申請地の所在は、大字清源寺字前田2713番になります。

地目・現況ともに畑で、地積は665㎡となっております。

申請理由といたしましては、賃貸住宅3棟の建設で、施設面積は168.93㎡となっております。

申請地の農地区分でございますけれども、第1種、第3種ともに該当せず、

広がりもなく、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地でございます。第2種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の残高証明書及び融資証明書、融資額は金融機関のほうから残高証明書が添付されており、合計が事業費を超過しているため、適当というふうに判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年11月20日に着工予定ということで、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、賃貸住宅の3棟の建設であり、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地の外周の一部に約3段ほどのブロック積みを行った後、盛り土工事を行うということで、盛り土工事につきましては、誘導員兼清掃員を配置し、工事現場の外に土砂の流出がないようにするというごさございました。

また、計画の建物は敷地の境界から十分離れたところに平屋を建てるということで、日照・通風、耕作への影響はないということでございます。

その他、生活雑排水及び汚水につきましては公共下水道へ、雨水は道路側溝へ放流となっております。

以上で、受付番号17番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。事務局の説明がありました。補足説明を地区担当委員の13番馬場委員にお願いします。

馬場委員

13番の馬場です。

場所は、12、13ページを見てください。腹赤小学校の東側に、ガス管道路が通っておりまして、今度申請されたところは、ガス管道路からちょっと入ってるですもんね。この道路がおそらく2メートルぐらいだと思います。

年に2回ぐらいはシルバーで草ば切ってもらうばってんが、ほったらかしでありまして、一応この申請があったということで大分助かっております。

以上、よろしく願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局と地区担当委員の補足説明がございました。この件について、何か質問等はございませんか。

池本委員

許可をとるに当たって、この2メートルの里道でオーケーだったんですか。それとも、玉平の前のガス管道路、そこも道路として使用しているけれども、これは道路じゃなかわけですよね、正式には。許可がおりたのは、その2メートルの里道があったからおりたんでしょう。

事務局

多分、建築確認はまた今からだと思います。農転ができない限りは建築確認はおりないので。

池本委員

ああ、そうか。この境界線の入ってる道路は道路じゃなかつじゃん。

事務局

はい、道路じゃなかです。名義は道路じゃないです。雑種地というガス管道路です。下に水路やガス管が入っているだけです、そこを景観建築課がど

濱北会長

う見られるのか。ただ、一応セットバックがとれるようにしてあります。その下が建ってるんで、ある程度大丈夫かなとは思いますが。

ほかに質問はございませんか。

ありません の声有

濱北会長

なければ、賛成の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号17番につきましては、原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

受付番号18番です。事務局より説明を求めます。

事務局

受付番号の18番でございます。

申請人でございますが、使用借人が荒尾市在住の方、使用貸人が宮崎区在住の方でございます。

申請地の所在でございますが、大字宮野字西屋敷647番の5になります。

地目は、台帳、現況ともに畑で、地積は479㎡です。

申請理由といたしましては個人住宅の建設で、施設面積は82.81㎡となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模で一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地として判断しております。

資力及び信用力につきましては、金融機関の住宅ローンの仮審査の結果のお知らせ及び残高証明が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、平成29年11月1日に着工予定となっております。適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅の建設であり、個人住宅の基準面積500㎡を下回っているため、適当というふうに判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する方はおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、造成工事に盛り土、切り土はないため、土砂の流出、堆積、崩壊等はないということでございました。万が一、周辺に支障があった際には転用事業者において責任を負うということでございました。また、境界にはブロック積みを施工するという事で、付近の農業への影響はないということです。

その他、生活雑排水及び汚水につきましては公共下水道へ、雨水は道路側溝へ放流するという事でございます。

以上で、受付番号18番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局の説明がありました。ここで補足説明を地区担当委員の7番城戸委員にお願いします。

城戸委員

7番の城戸です。場所は14ページを開いてもらっていいですか。

向野のほうから宮崎のほうに向かって行ったら、宮崎の上り坂にあるところから四つ角があります。その四つ角を左のほうに約200メートルぐらい行くと



ころですね。

汚水とか生活雑排水は公共下水道があり、雨水は道路側溝があります。

現在は何も耕作されていない状態ですね。周りも別に被害を受けるようなものはありません。

ということで、皆さんの審議の方をよろしくお願いします。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明と地区担当委員の説明が終わりました。この件について何か引き続き質問等はございませんか。

池本委員 これは分筆ですかね。

事務局 分筆です。

池本委員 親子関係ですか。

事務局 親子です。

濱北会長 ほかに御意見ございませんか。

濱北会長 ありません の声有

濱北会長 ありがとうございます。なければ、賛成の方の挙手をお願いします。

賛成者挙手

濱北会長 ありがとうございます。受付番号18番は、原案のとおり許可相当といたします。県知事に意見を送付いたします。

続きまして、16ページです。

議案第35号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

事務局 それでは、議案第35号でございます。農用地利用集積計画（案）が定められましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものでございます。

今回の申請につきましては、17ページが総括表、18ページが借り手の一覧になっております。詳細につきましては、19、20ページをごらんください。

賃借権が71件、79筆、16万7,540㎡。21ページに使用賃借権の設定24件、30筆、8万2,447㎡となっております。

この内容につきましては、JAにおいて行われております農用地利用集積円滑化事業で平成25年度に利用権設定等が行われたもので、第1腹赤圃場整備地区は平成30年の1月6日に終期を迎えます。今後は、農地中間管理事業で、地域の担い手へ集積等を行う予定でございますので、広域財団法人熊本県農業公社のほうへ貸し付けることになっております。

賃借権については、農業公社のほうから担い手、使用賃借権については、農業公社から地主へ利用配分の計画が予定されております。

続きまして、22ページです。

こちらの22ページにつきましては、所有権移転の一覧となっております。詳細につきましては、23ページに示した、3件、6筆、5,637㎡となります。

以上で、議案第35号の説明を終わります。

濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありました。この件につ

いて何か質問等はありませんか。  
 ありません の声有  
 濱北会長 なければ、賛成の方の挙手をお願いします。  
 賛成者挙手  
 濱北会長 ありがとうございます。議案第35号は、原案どおり承認し、決定をいたします。  
 続きまして、24ページです。  
 報告第15号「長洲町農地利用最適化推進委員候補者について」を議題といたします。  
 事務局より説明を求めます。  
 事務局 報告の第15号でございます。  
 長洲町農地利用最適化推進委員候補者について、次のとおり御報告をいたします。  
 これまで定例会においてお話をしてきました長洲町農地利用最適化推進委員につきましては、長洲町を腹赤区域、六栄区域、長洲・清里区域の三つの区域に分けて募集を行ってまいりました。腹赤区域に3人、六栄区域に3人、長洲・清里区域に2人ということで推薦がございました。  
 これを受けまして、平成29年9月27日、長洲町農地利用最適化推進委員候補者評価委員会を開催し、8人の経歴等について協議を行いました。結果、8人とも長洲町農地利用最適化推進委員として支障がないというふうに判断をされましたので、御報告をいたします。なお、候補者につきましては、議案書を御参照ください。  
 今後は平成29年10月31日に予定されております新農業委員によります臨時会での議決を経て、11月10日開催の定例会にて委嘱を行う予定となっております。  
 以上で報告第15号の説明を終わります。  
 濱北会長 ありがとうございます。ただいま事務局の説明がありました。この件について何か質問はありませんか。  
 ありません の声有  
 濱北会長 ありがとうございます。  
 なしの声でございますので、報告第15号は終わります。  
 以上で本日の提出議案は終了いたしました。その他の件に移ります前に、先月、池本委員から出ておりました3点の意見がありましたので、この件についてお答えを事務局からいたします。  
 よろしく申し上げます。  
 事務局 それでは、先月、協議案件を三ついただいておりますので、それにつきまして、御報告をいたします。  
 まず、1点目が、向野踏切の荒廃農地の分でございます。向野踏切とハウスの線路の間でございます道路に隣接する農地でございますが、その奥に水路等があって、農地が3筆ございます。

まずは、平成28年10月に道路沿いの農地につきましては、資材置き場として農地転用の許可がおりております。当初の予定では3筆を資材置き場に転用する予定でしたがけれども、対象農地が第1種農地でございます。第1種農地ということで、皆さん御存じのとおり、原則、農地転用は不許可です。農地区分の判断については、当時県とも相談をしておりましたけれども、農地が荒廃しているということで、道もなく水路があるため、耕作に行くことができないということを言っておりました。しかし、これは農地の分断要件にはならず、南側から西側の圃場整備地区の一団の農地ということで、第1種農地と判断をされました。

しかし、許可がおりた道路沿いの農地につきましては、町道に水道管、下水道管があり、申請地から500メートル以内に六栄小学校、腹栄中学校があるため、2管3種になるということで、許可となりました。ただ、道路沿いの農地のみ資材置き場として転用され、ブロック等で囲まれたことによって、再度県のほうに農業機械が入れない、道もなく、水路を渡る橋もないということで、分断が可能ではないかということで、もう1回話をさせていただきました。しかし、やはり見解は変わらないということで、分断できたとしても、第2種農地として事業を行うこととなりますので、解決すべき事項はいろいろ残るんですけれども、今後この2筆については守らなければいけない農地なのかということで、今はきれいになっていますけれども、だんだん荒れていきますので、一番いい方法は、うちのほうでは非農地化、非農地ですよというふうにしたほうがいいのではないかという助言もいただきました。非農地化による地目変更を行うことで農地法の許可等も不要になりますので、所有権移転、あとは土地の活用ということで、非農地化についてはいろいろ要望等ございますけれども、長洲町においても、今後そこら辺、いろんなところにありますし、非農地化をして有効利用すべきではないかという方向に考え方を考えていきたいなと思っています。

今の時点ではちょっと農地転用は難しいという答えでございました。一つ目はそういうふうな回答でございます。

次に、農地パトロールの結果について、荒廃農地の関係ということです。

皆さんには大変お忙しい中、また、暑い中に、農地パトロールの農地全筆の調査を行っていただきまして、ありがとうございました。荒廃農地につきましては、個別相談等があった際には、随時農地の所有者等に対しまして通知を行っているところです。

また、A分類につきましては、農地所有者、または耕作者に対しまして、今後の農地の活用について通知を出しておりますが、今年度通知を出す分につきましては、文書の中に今後の活用予定のみではなく、周辺にも、周囲に迷惑をかけることがないように、文言を入れて通知は出したいというふうに思っております。

また、B分類につきましては、赤の分ですね。個別の相談等がなければ、通知等は今のところ送っていません。

しかし、現況、山林化、原野化している農地が残っている状態ですので、先ほどもお話ししたとおり、非農地化に取り組んでいきたいと思ひますし、通知のほうも出していきたいと考えております。

3番目の個人住宅の建設に伴う農地転用面積要件の500㎡につきましては、個人住宅の建設については、先ほどから出てきております基準面積500㎡がありますので、500㎡以上ある農地については、分筆を行っていただいているところでは、結果、転用直後には農地として家庭菜園などを行っていただけますけれども、後々庭になってしまったり、物置を置いたり、農地ではなくなり、住宅の敷地になっている例もございます。

こちらの件につきましては、相続等により住宅及び農地を取得し遠方に住んでおられる方につきましては、売買したいが農地は売れないなどの相談もあります。まずは、500㎡の基準でございますけれども、農地法に対する明確な面積基準はありません。ただし、甲種農地、長洲町にはございませんが、市街化調整区域を持っているところは、農地法施行規則で500㎡までと規定されております。しかし、熊本県が作成しております農地転用の許可の事務処理の手引には、はっきり「個人住宅は500㎡、農家住宅は1,000㎡」というふうに書かれております。その基準によって、事務は、長洲町だけじゃなくて、県下全部一応行っているところでは、

しかしながら、先ほどお話をしたとおり、何十年後かには農地でなくなる場合、また、売買ができなくなるという弊害も起きておりますので、県のほうにはこういう相談が来ていますというのはずと申しております。なかなか県のほうから明確な回答とか、今すぐ基準が変わるといふようなことはありせんけれども、これは、先ほども言いましたように、うち長洲町だけじゃなくて熊本県下全部が、いろいろな自治体があると思ひますけれども、同じ悩みを抱えているということでございますので、今後も県のほうにはその分に関しまして、うちだけではなく、周辺の自治体も一緒になって今後も働きかけていきたいと思っております。

以上、答えになったかどうかちょっとあれですけれども、池本委員からの3つの協議案件に回答させていただきます。

以上です。

池本委員

質問いいですか。1点目の向野踏切の横の土地の件です。まず、みんなに第1種農地とはどういうものなのかをちょっと教えてください。我々が見て、今は整地されているけれどもというけど、でこぼこでいっちゃん整備されとらんわけですね。なぜそこが第1種農地なのか、ちょっと説明してくれませんか。

事務局

第1種農地に関しましては、10ha以上の一団の農地に接続していれば第1種農地になります。分断要件というのがいろいろありますけれども、高低差、県道、国道と線路は分断要件になります。ただ、あそこは、線路は左側にありますけれども、右側に圃場整備をした一団の農地がございますので、そちらに接続しているということで第1種農地になります。図面とあれだけでしか判断しませんので、県のほうでは第1種農地ということになります。

池本委員

先ほども言いましたとおり、ここに水路があるという話を何回もさせていた  
だきましたけれども、水路では分断要件にはならないというふうに言われまし  
て、非常に困っております、先ほども言いましたとおり、圃場整備等を行った  
10ha以上の一団の農地として第1種農地となります。

事務局

第1種農地って言うけれども、水路があって完全に分断されていると。また、  
高低差もあります。誰から見たって第1種農地じゃないですよ。と同時に、  
ほんとうにあれが第1種農地であるなら、本来なら、圃場整備のときにあそこ  
の高かったところも削って圃場整備に入れとかなないといかんわけですよ。そ  
れを圃場整備から除外して、水路から南側だけを圃場整備をしたというのは、  
完全にあれは誰が見ても第1種農地じゃないと。この前の委員会の要望の中  
では、県の担当を連れてきて現地を見せたらと、そこに我々も行って説明もし  
たいというような話も出ていましたが、そういうことは全くしてないですよ。

池本委員

一応、要望というか、こちらのほうに来ていただけますかという話はしま  
すけれども、なかなかあれがとれなかったの。

その辺を長洲町農業委員会の総意として県のほうに文書で要望を出すとか  
何とかするならよかばってん、聞いたばってん、そこはでけん、それじゃ誰も  
納得せんですよ。ほんとうにあれが第1種農地ならば、結局、30年前圃場整備  
したときに、そこまで削って、そして低くして、圃場整備しとくべきですよ。  
ただ、そこを制度から除外しとるということは、結局、第1種農地じゃなかつ  
ちゅうことですよ、これは。誰が見てもあれは第1種農地じゃなかですよ。  
そうでしょう。あれが北のほうやけんよかばってん。

隣接しとるちゅうばってん、直接隣接しとらんでしょう。だけん、そがん言  
うならですね、今、腹栄中学校の後ろん、太陽光ば除外しとっですよ。あそ  
こは下の第1種農地とつながとるですよ。水路も細か水路ですよ、あそこ  
は。1メートルぐらいいかな、排水の水路だけあって。第1種農地に隣接しとる  
というなら、そこはまだ隣接しとるですよ。完全に、3メートルか4メー  
トルでしょうね、あれは水路で完全に仕切られて、別ですよ。

坂上委員

そして、整備されとて言うばってん、整備されとらんですよ。ただ、竹ば  
切ったばかりで。第1種農地は、農地として利用価値があるなら第1種農地  
ばってん農地じゃなかもん。

池本委員

あそこはだんだん荒れてくつたい。

今、事務局長から報告があったのは、現状がこうですよ、だからこうはでき  
ませんよ、現状の確認だけであって対策になつとらんわけですよ。どうす  
ればその問題が解決するか、そればせな前さ、いっちょん進まんわけですよ。

結局、具体的には非農地化ちゅう話もちよつと出たばってん、そういつたこ  
とをしてでも、非農地化すれば後はまた先さん進むかもしれんけど、何らかの  
……。非農地化しますとか、結局県にお願いしてこういったことをしますとか、  
言うばかりじゃ、ただ、現状確認と現状の報告だけじゃだめです。やっぱり  
対策を立てて実行に移さんなら。そればしてくれんと、ずっと解決せんですよ。  
まずそれが一つ。

二つ目、パトロール。これはA区域については、今回文書を出すんですか。全部出しますか。出してもらわんと、日陰で米も麦もつくられんところがあって、麦なんか特に結局、春先まで南側にあるけん、日が当たらんけんつくられんわけですよ。そういったところがいっぱいある。迷惑かけとる。結局、何も町から言うてこんけんが、もうそのままにしとくというくらいですね。

こういったものについては、B分類については出す必要はなくて、今までB分類出して、A分類は出しとらんとじゃなかですよ。必ずA分類には出してください。これも、我々が調べたところに対して農業委員会が対処するんじゃないくて、個人的に連絡すれば農業委員会も動くということなら、全部個人的に事務局に連絡しろって我々言わざるを得んわけですよ。それじゃまずい。

500㎡オーバー地についても、結局、オーバー地だけでなく、その横あたりも既に農地じゃなくて駐車場あたりに使うところがいっぱいあるわけですよ。こういったことは始末書とってでも、早目に駐車場なら駐車場になるようにしてくれんですか。そうでないと、アパートを建てて、隣の自分の畑地を駐車場に使わせとる。そこを我々が見に行けば、そこは農地になっとるわけですよ。そういったことは実際おかしい。そういったことはやっぱり解決してもらわんといかん。いつかはせんなんとやけん。それを後ろにやるだけじゃだめよ。

アパートの隣は車がいっぱいとめてあるけん。それば見に行つてな、農地になっとるから、いまだに。そういうことは事務局の手抜きよ。してもらわんといかん。それば解決せにやいっちゃん先さん何も進まん。

ただ、こういったことは、我々が述べたことに対して、こうでした、ああでしたじゃなくて、こうします、こうさせますということじゃなからな解決しないですよ。そうでしょう。してくださいよ。

ただ、A分類に対して文書を出す場合は、そこの担当の農業委員にもう1回了解とってから出してください。パトロールした人に。でなければ、確認しとらんし、よその土地に間違えて出して、問題が後で起きたらいけんけん、確実にパトロールに行った人が、ここは出していいですよと言ったところだけ出してくれんですか。それじゃないと、後で、俺んとじゃなかとにこがん通知ばやったら怒られるかもしれん。そのくらいわからんわけですよ、本人もわからんところがあるとかもわからん。

そいけんが、事務局と地元農業委員と、ここは出しますよちゅうことになったときはよく確認して出さんと失敗するかもしれん。失敗するかもしれんけれども、やっぱりA分類については、そして、特に不在地主の地元におらん人、迷惑かけよつとのいっちゃんわからんわけですよ。

とにかく我々は今度農業委員を離れるけん。

済みません。今後、腹赤地区とかで土地改良の計画がありますけれど、そういう狭いところを残さんような方法でやってもらわんといかんですね。地権者がちょっとしか持たんけん、あそこは除外するとか……。

無駄なところが出んごつな。

徳山委員

濱北会長

徳山委員  
濱北会長

濱北会長

これからあとも圃場整備があるでしょう、第2が終わったから。第3とかね。ほかに何かないですか。

ありません の声有

なければ、事務局のほうから何か。表彰状ばやろうか。

このたび、全国農業新聞のほうからお礼状が来ておりますので、退任される方にお礼状をお渡しします。

1番の一人だけの分を読みますから、後は名前のみ読み上げます。

池本重徳殿。

農業委員会活動に対するお礼と全国農業新聞の継続購買のお願いについて。  
謹啓。

時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

農業委員御在任中は、農業者の地位向上と日本農業発展のため、大変な御尽力を賜ってきたところであります。このたび任期満了に伴い御退任をされることになりましたが、貴殿のこれまでの御苦労に対し、深く敬意と感謝の意を表する次第であります。

とりわけ農業委員会関係組織が行う情報の提供、活動の柱である全国農業新聞の普及、推進につきまして、特段の御高配を賜りましたことに心よりお礼を申し上げます。

全国農業新聞は、農業委員会関係組織の情報提供活動のシンボルとして、また、農業専門情報紙としても、農業者のための農政確立を図り、農地と担い手を守り、生かすため、紙面の充実に取り組んでまいりました。

これからは、農業委員会の新たな業務と位置づけられた農地利用の最適化の実現に資するべく、読者の皆様の御意見、御要望を十二分に受けとめ、より親しみやすく、役に立つ新聞にしていく所存でございます。

貴殿におかれましては、農業委員御退任後も農業委員会のよき相談役として、また、地域農業のリーダーとして引き続き本誌を御愛読いただき、農業、農政の発展のために一層の御尽力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

なお、御在任中は普及いただきました読者の方々に対しても、引き続き御愛読につきまして御理解を賜りますよう、御協力のほど重ねて申し上げる次第でございます。

拍手

以下、同文です。

それでは、増岡さん、会計報告を。

私が新任というか、なってすぐのときに、会計監査をしてくださいと頼まれて、去年の夏ごろ、中間のかわるときばたばたしてたんですが、まだですか、まだですかって1年たってまだですかって言ったら、ちょっとばたばたしてってということで、交代された後、中間で見て、ぴしゃっと見て、そしたら今この状態ねと、その状態では報告できないのということで、9月27日に濱北会長立ち会いのもと、通帳と帳票ですね、出し入れの領収、これだけ出しました、お茶代出しました、寄附金出しましたと全部照合して間違いはないことを確認

濱北会長  
濱北会長  
増岡委員

しました。

一応、10月10日が最後だから、ほんとうに余った分は金種をそろえて払って  
くださいとお支払いして。あと10月分は1月に払うんですか、農業委員の定例  
の分は。

事務局  
増岡委員  
事務局  
増岡委員

報酬ですか。

報酬は別ですね。

報酬は別です。今日、お返ししたのは皆さんからお預かりした分です。

あとは、ないように、明細をじっくり見てください。一人一人違います。同  
じ人もいらっしゃるけれども、一人一人違うのを、忙しい中、金種をそろえて、  
十何人だからそれくらい大差ないと言って私が打ち切りました。私も監査した  
関係で、口頭ではございますけれども、きちんと金額は合っていました。ま  
た、それでも疑問がある方は、また事務局と連絡とってください。預かって、  
その中からやりくりしてくれた中で、今後は、懇親会などはすぐにその場で払  
っていただいたほうがいいということで、今回はその分払ってということにな  
っております。

そういうことで御報告させていただきます。どうもありがとうございました。

拍手

委員

御苦労さまでした。

(その他事務局説明)

1. 委員積立互助会の精算について
2. 農地利用最適化推進委員について
3. 活動記録セットについて
4. 新旧農業委員歓送迎会について

濱北会長  
事務局

それでは、これで平成29年度第7回長洲町農業委員会定例会を閉会いたしま  
す。

起立。礼。

閉会(終了 午前11時16分)



以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印

署名委員 \_\_\_\_\_ 印